

大宰大監惟宗為滿

だざいのだいげんこれむねためみつ

永仁2（1294）年7月、大宰大監惟宗為滿が、京都にいた自分の上司にあたる大宰権帥中御門経任に提出したと考えられる文書が福井県大飯郡おおい町の熊野神社に遺されています。ここには大般若経六〇〇巻が伝来しており、件の文書はこのお経の裏に記されています。

この大般若経には58通の紙背文書が遺されており、その内容から、これらの文書が京都の貴族中御門家に伝わったものであると考えられています。鎌倉時代に中御門経任・為方親子が大宰権帥に任じられていた関係で、その中大宰府関連の文書が残存したというわけです。

さて、この文書の内容はとていいますと、「自らがその任にあつた大宰府執事職を宇佐宮の神宝調進の遅れを理由に召し上げられ、その隙に惟宗為祐という人物（おそらくは為滿の叔父か兄弟か）に奪われてしまった。為祐は相伝の文書ももたず、父親に義絶された身であるので、正統な継承者である自分を元の通り執事職に再任してほしい」というものです。

太宰府人物志

資料室だより17

この文書からいくつかの興味深い事実を読みとることができます。

第一に大宰府に「執事職」という職務があつたことが分かります。執事職がどのようなものであつたかは判然としないのですが、その他の資料などあわせて考えると、大宰府管内の寺社関係の事務・実務遂行の責任者だったようです。

第二にこの「執事職」を惟宗氏が代々世襲していたことが分かる点です。文書には「曩祖大監惟宗為良」より9代にわたつてこの職を相伝してきたと記されています。平安末期頃より、大宰府の役人となっている氏族の中で、惟宗氏がワンランク上の存在であつたことを推測させます。

第三に大宰権帥が鎌倉後期に至つても大宰府の役人の人事に関して権限を有していたことが分かることです。従来より、古代大宰府の機能は鎌倉時代に新しく出来た宰府守護所に徐々に移行していくことが指摘されていますが、この文書より鎌倉後期に至っても一部の機能については大宰府―朝廷のルートが機能していたことが窺えます。